

NPO法人 北海道自由が丘学園・ともに人間教育をすすめる会

(振込先:郵便局 02790-6-9847 北海道自由が丘学園をつくる会)

〒062-0051 札幌市豊平区月寒東1条15丁目5-11 TEL(011)858-1711 FAX(011)858-1333

URL <http://www12.plala.or.jp/hokjioka/> →変更:www.hokjioka.net E-mail : codmokan@agate.plala.or.jp

支援会員・寄金 3,000円(年額)
*会員には、本誌を配布します。



《写真説明》'13.11/20
アウトドア「芸術の森」:
～美術館の絵画造形展示
見た後に野外彫刻巡回。
木立には大きなエゾリス
が飛び跳ねていました。

INDEX

- P1: 巻頭言/
- P2-3: ヒューマントラスト/
普及活動、実践取組み
- p4-5: 2013年振り返り
- p6: スクール近況
- p7: ↓、子ども館
- p8: 時事、カレンダー、他

「【認定NPO法人】を取得～新たな取り組みへ」

法人理事長 吉野 正敏

2013年をまもなく終える時期に、札幌市より標記の【認証決定】を受けました。NPO法一部改正により認定制度が国税庁から都道府県・政令指定都市に移管。以前、自由が丘は2011年に国税局申請するも様々な厳しい基準・チェックなどにより取り下げた経過があります。そして12年度に入り札幌市に書類提出しましたが、基準自体が従前通りであることや窓口対応判断等により今年まで持ち越し、足掛け2年がかりでようやく今回の決定となりました。(⇒正式名、「認定特定非営利活動法人」)

これによる最大のメリットは『寄付の一定額が税金から控除される』ことで、概算でいえば寄付額の凡そ40%近くが還付されます。(実際には当方の領収書を用いて年度確定申告。法人は一定額を損金算入=枠拡大。12月以降の寄金=会費にて適用します)

改めてこの制度の趣旨・要件は、一般のNPO法人の中でも「運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資すること」を条件に認められるものです。自由が丘の“子ども達が主人公=学びの主体者”、「市民立による自由と協同の教育・学び舎づくり」の理念や、1998年からの教育実践・普及協同活動は、成果を誇る峰にはいまだ途上ですが多くの皆様のご支援・協力により今まで持続してきました。先日の実践15周年記念行事もそれらを振り返りながら、生徒・卒業生・大学生・父母・会員の方々からの貴重なエールを頂きました。これらがこの認証に至る礎であります。

今後は、この制度適用を大いに生かしながら、人間教育推進・子どもの権利条約展開の次ステップにむけていきます。来年もご交誼の程をお願い致します。 [税制優遇制度の特例手続きはp3参照]